

何が問題？

“放送法 4 条の解釈？ / 報道への政治圧力？”

——総務省行政文書から読み取るべきものは……—

参議院で軍拡予算審議が始まる日、小西参議院議員が総務省の職員から入手した 78 頁の総務省の行政文書を公表(2023 年 3/2)。その文書の中に放送法 4 条「政治的に公平であること」の解釈への変更要求の過程があらわに記載されており国会内外で問題になっています。

○磯崎總理補佐官から総務省にこれまでの解釈“ひとつの番組でなく放送事業者の番組全体を見て判断”から“一つの番組で判断できる”に変更要求したことが問題なのが？

○公表された行政文書(松本総務大臣 3/7 すべて同省の行政文書と認める)は“捏造だ”と否定した高市早苗氏の発言が問題なのか？

といった解釈の変更のデュープロセスに焦点が集まっているようですが、最も肝心なことは

○政府(政党)が「放送の自由」へ圧力を加えることは絶対あってはならない(政治的圧力は 100% クロです)。表現の自由と政治的圧力との関係性の問題なのでは？

放送への政治的圧力・2015 年前後から～

この公表文書が作成された 2015 年前後の“放送への政治的圧力状況”を事実から見てみれば、私たちが掘まなければならないのは何なのかその本質が見えてきます。

2014 年 11 月 20 日：自民党の幹部が放送関係者に対し「選挙期間中の報道メディアの不偏性・中立性・公平性の確保の要請」書簡を送付。

2014 年 11 月 24 日：自民党はテレビ朝日に対し「報道ステーション」の番組における連立政権の経済政策に関する報道を 4 条の基準を十分に考慮していないと批判。

2015 年 4 月：自民党戦略調査会は NHK とテレビ朝日の職員を呼び出し番組についての歪めているとの指摘への答えを求める。

2014 年：NHK 粉井会長が就任の記者会見で「国際的な放送において政府が右と言うことを私たちが左と言うわけにはいかない」旨の発言。

*2016 年 2 月 8 日：高市総務大臣の答弁趣旨「ひとつの番組であってもたとえば国論を二分するような政治課題について…番組の編集が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められるといった極端な場合においては政治的に公平を確保しているとは認められず放送法 4 条に違反するものとして行政指導し、改善されない場合には「電波法 76 条」に基づく電波停止の措置をとりうる」

*2016 年 2 月 12 日：政府統一見解“「政治的に公平であること」の解釈は従来…番組全体としてのバランスのとれたものであることとしており、その適合性の判断に当たっては「ひとつの番組ではなく、放送事業者の番組全体を見て判断する」としてきたものである。この従来からの解釈についてはなんら変更はない。

総務大臣の見解はひとつの番組のみでも、たとえば……といった極端な場合においては一般論として政治的に公平であることを確保しているとは認められないとの考え方を回答。

これは番組全体を見て判断するというこれまでの解釈を補充的に説明し、より明確にしたもの。“

2016 年春:「報道ステーション」古館伊知郎、「NEWS23」岸井成格、「クローズアップ現代」国谷裕子、などキャスター・コメンテーターが降板

cf、2001 年 NHK「問われる戦時性暴力」の放映内容を変更させられる。(2000 年「女性国際戦犯法廷」など):自民党安倍幹事長代理と中川経済産業相が NHK に圧力をかけ第二次世界大戦中の従軍慰安婦の被害をテーマにした番組の内容を変更させた。

そして 2023 年の現在は…

そして 2023 年の現在、鎮目氏(朝日新聞 3/17 オピニオン)が指摘しているように、「ここ 10 年ほどの状況のほうがずっと深刻で…高市総務相の「停波」答弁以降…何をするにも警戒し、かつてより踏み込まなくなっている悪平等のようなことも出てきてしまっています」「放送法 4 条の政治的に公平であることに関する萎縮が各テレビ局で何段階も進んでしまっているというのが現場の感覚だと思います」といった状況を考えると

今回の総務省の内部文書から私たちが掴まなければならないことは“政治的圧力がかかり続けている現状をどう市民の側からつき返すか”であり、「表現の自由」「報道の自由」を獲得していくかなければならない問題です。

2016 年高市総務大臣の「電波停止」発言に対しては、日弁連・第二東京弁護士会・福岡弁護士会など多くの弁護士会から、そして報道機関から批判・抗議の声明が上がっています。又、国連特別報告者デビット・ケイ氏が 2016 年 4/12~4/19 公式に訪問し「訪日報告」を出し根本的解決の方向性を示唆しています。

残念ながら何一つ改善されず、それどころか鎮目氏が指摘するようにより悪くなっています。

マスコミが放送メディアへの政治的介入の証左として総務省文書を位置づけ現状の問題点を批判的に市民に提示するのではなく、今更ながら「放送法 4 条の解釈変更過程の解明を急げ」と寝ぼけた社説を出している状況こそ「日本の報道の自由度」世界で 71 位といった現状の表れなのでは…

何が問題か?

《日弁連・第二東京弁護士会の抗議の意見書》から明らかにしましょう。

日本国憲法 21 条「①集会・結社及び言論・出版その他一切の表現の自由はこれを保障する。②検閲はこれをしてはならない。通信の秘密はこれを侵してはならない」から一切の表現の自由のひとつである「報道の自由」を保障している。

この憲法 21 条から導き出された放送法は 1 条で「放送の自律や表現の自由の確保」を原則に掲げ、3 条で「何人からも干渉されたり、みだりに規律されることがない」と規定。それ故“制約”は第一義的には放送事業者の自律によるものと解すべき。

放送法 4 条はあくまでも放送事業者の番組編成基準のひとつとして「政治的に公

平であること」を挙げているのです。

放送法 4 条は政府の言うような放送内容への“規制規範”ではなく放送事業者の自律的な“倫理規定”に過ぎないことは明らかです。(第二東京弁護士会声明より)

*2016 年にすでに「政治的に公平であること」の判断がひとつの番組からか、全体の番組からかに係わらず、政治的公平の名の下政治的に圧力を加えること、政府による規制をすることは違法・違憲であると指摘されています。

当時の一連の動きの中から、あらゆる表現行動に政治的圧力をかけたい政府の思いが見て取れます。

《「表現の自由」国連特別報告者デビット・ケイ氏の訪日報告》からは

国際基準としては日本が 1979 年に批准した「自由権規約」の 19 条が言論及び表現の自由の権利状況を評価する基準となる。

cf、19 条 1 項:いかなる規制の対象にならず、干渉されることもなく

2 項:国境の有無に係わらず…あらゆる種類の情報や思想を追求し受取る万人の権利保障

3 項:“制限”的評価は法律に規定されかつ正当な利益保護の比例性・必要性の要件を満たす

政治的または経済的な性質の干渉から保護されるべきであり、放送の許認可申請を審査し免許を付与する権限を有する「独立した公的な放送許認可機関」が必要。

放送の規制は“独立した第三者機関”によってなされるべきもの。

然るに日本の放送法は総務省にその権限を与えることになっている。

放送法 174 条:「総務大臣は放送事業者が、この法律またはこの法律に基づく命令もしくは処分に違反したときは三ヶ月以内の期間を定めて放送の業務の停止を命ずることができる」

電波法 76 条:総務大臣に放送法もしくは電波法の違反によってテレビやラジオ放送局への業務停止命令を行う権限を与えている。

それ故に、放送メディアを規制する権力を政府に付与すると同時に、放送事業者が政府の圧力から独立して活動することになっていることを強調することは現実的な緊張関係になることを放送法の 4 条と 174 条の組み合わせに基づく“構造上の懸念”と指摘。

放送法 4 条で「公安及び善良な風俗を害しないこと」「政治的に公平であること」「事実をまげないですること」「できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」と規定している。これらは世界中のジャーナリズム倫理の中でも中心的と考えられるべき正当な要請である。しかし独立していない政府機関は何が公平かを決定する立場にあるべきではない。独立の規制機関等を通じて公開討論や自主規制にゆだねられるべき問題です。

この基準について政府が評価することは監視機関としての役割を担うメディアの自由を制限することにつながりうると考える。と分析しています。

そして日本の 2014 年以来の自民党によるメディアへの書簡、キャスター・コメンテーターの降板等の問題事案を示し、あくまでも独立した第三者機関による放送法 4 条の評価、放送事業者への許認可権限であるべきと方向性を示しました。政府や与党が介入している現状に対して批判し是正への勧告要請をしています。

ではどう捉えるか?・政治的介入を徹底批判し、現状を正しい状況へ

これまで見てきたことからも以下のように考えるべきなのでは…

小西議員が公表した総務省文書に書かれている内容についての問題は①放送メディアへの政治的圧力の問題なのか?②放送法4条の「政治的公平」の解釈が“番組全体”から“ひとつの番組”でも判断するとの解釈変更の仕方(プロセス)が問題なのか?③高市氏がこの文章は捏造といったのが問題なのか?といろいろな点が指摘されていますが、2000年の安倍晋三氏のNHK番組内容の改変問題から、2014年自民党が選挙に関して放送内容に圧力をかけてきたこと、更に3名の著名なキャスターが降板するといった結果から見て、①政治的圧力がかかり続けている問題に焦点を当て、各弁護士会の声明・国連特別報告者デビット・ケイの報告の観点から今回の文書を位置づけてその本質をえぐり出した議論にならなければ…

文書内に書かれている放送法4条の解釈への変更圧力の仕方そのものが政治的圧力の証左なのですから、この文書批判の中から政府、自民党からの放送メディアへの圧力に対して徹底的に批判し国会においても

- ① 高市総務大臣の2016年の“電波法76条による『電波停止』発言”的撤回と謝罪
- ② 2000年・2014年以降の政治的介入を全面的に撤回謝罪させる
- ③ 今日2023年の放送メディアの実態を明らかにして政治的介入が出来ない仕組みへ、法令の改正を含めて根本的問題解決の方向性を示し実施することを示してほしいものです。

付録

それについても総務省の内部文書問題が出されたとき(3/2)、参議院では大軍拡予算の審議が始まりました。岸田政権がはつきりと「戦後の安全保障の抜本的大転換(=国のあり様が変わってしまう)」と言っているのになぜかこの課題についての審議がマスコミから伝わってきません。国会で審議があまり行われていないのか?それとも何かがコントロールされているのか?

○石垣島・宮古島・与那国島・そして沖縄の人々がスタンドオフミサイル(敵基地攻撃のトマホーク、12式対艦誘導弾)の配備で戦場になってしまふと不安と心配の声を上げています。台湾有事=日米共同作戦計画=戦場になる=日米軍事一体化の大軍拡予算を真剣に議論すべきなのに…

○日本の自衛隊が米国の盾として矛の役割を果たす“敵基地攻撃能力(安保3文書)+集団的自衛権(安保法制)”=改定安保3文書の軍事同盟=戦争する国への問題が目の前に議案として示されている今国会です。日米安保条約の米軍が日本防衛の矛として自衛隊は盾として役割を分担したことがまったく変えられているのに全然議論されてないようだ。

○“スタンドオフミサイルの軍拡”は、これまで自民党政権が国民に自衛隊を合憲と思わせるために論理化した“専守防衛”政策をも吹っ飛ばしてしまうのになぜか静かな国会です。何故体を張った議論をしないのか?

○武器輸出全面解禁&軍需産業育成強化のための防衛予算(6兆8000億円)も法案(装備品基盤強化法案)も出されているのにこれを徹底的に批判する議論が参議院のどこで行われていたのでしょうか?

日本の世の中・社会は一気に軍事国家になってしまいます。その基盤を形作る予算案であり財源確保法案・武器生産基盤強化法案です。大転換させるのに放送メディアへの政治的圧力は最も効果的です。すでに日本の根本転換なのに何の声も上がつてこない現状はすでに末期症状です。

でも気がついた人から一人でも声を上げていきましょう。

「ミサイルより生活を!」「軍拡より命を!」「殺すな!」

「平和主義を取り戻しましょう」

大きくて、安倍氏や菅
ツクにいる補佐官に省
書は、それを考える材料にな
らえなくなっていた。
（聞き手・シ
議崎氏が総務省の幹部）

正していくかです。放送法文
書は、それを考える材料にな
らえなくなっています。（聞き手・シ
ニアエディター・尾澤智史）

強調しています。番組全体を
みないと恣意的な判断が行わ
れて放送の自由を萎縮させて
しまったことを念頭に置いてい
ます。

放送法4条が定める「政治
（聞き手・論説委員・田玉恵美）

は「補充的説明」ではなく、
見に賛成するのですが、果た
してそう言えるでしょうか。
（聞き手・論説委員・田玉恵美）

報道の萎縮論評は堂々と



1969年生まれ。92年
テレビ朝日に入社。社会
部記者、報道番組や情
報番組のディレクター
などを経て、2019年に
独立。著書に「腐った
テレビに誰がした？」など。

鎮目 博道さん

テレビプロデューサー

「総務省の『内部文書』で、

放送法をめぐる政権中枢の問
題が表面化しました。第2次

安倍政権当時、テレビ局の現
場にいた立場として率直に

「ありそうな話だ」と思いま
す。私は2016年4月のイ
ンターネットテレビ「Abema
TV」の開局と

同時に始めるニュース番組の
プロデューサーをしており、
高市早苗総務相のことは脅威

だと受け止めていました。

（c）
当時の地上波のテレビ局は
倍政権が発足した頃から、現
場はピリピリするようになり

法制をめぐる報道も萎縮して
いたと感じています。私が27
年間在籍したテレビ朝日によ
つては、前から自民党との関
係はいろいろありました。入
社2年目に1993年の総選
挙があり、当時報道局長の発
言が「椿発言問題」として注
目され、国会での証人喚問も
行われました。その後も、報

道局の同僚たちが自民党との
関係で苦労していました。

特に2012年に第2次安
倍政権が発足した頃から、現
場はピリピリするようになり

ました。しかし、椿発言問題
よりもここ10年ほどの状況の
方がずっと深刻でした。当時
の高市総務相の「停波」答弁
以降、特定のテレビ局だけで
なく全テレビ局が何をするに
も警戒し、かつてより踏み込
まなくなってしまい、悪平等の
ようなことが出てきてしまつ
ています。

放送法第4条の「政治的に
公平であること」に関する萎
縮が各テレビ局で何段階も進
んでしまっているというのが
現場の感覚だと思います。そ
れは報道番組を見れば明白で
す。心配しているのは、それ
によって選挙などで必要な政
治情報を視聴者の方々に届け
られなくなっているのではないか
ということです。

放送法で定めている政治的
中立とか公正というのはフア
クトについてのことだと考え
ます。虚偽の事実を放送した
（聞き手・池田伸壹）

りすることは許されない。し
かし、オピナオンに関し
て出していいはずです。「こ
の政策はここが問題だ」とい
ふた分析や論評を報道するこ
とが本来報道機関に求められ
ていると思います。

各社の責任でしつかり取材
をした上で、評価や批判をす
ることこそが本来の公正中立
なのではないでしょうか。番
組ごとや局ごとに多様なオピ
ニオンを展開することこそ
が、社会においてテレビ局に
求められていると思います。
また、ネット上でフェイク
情報が出回るなかで、報道機
関が何が事実かを確認して報
じていく責任はますます重く
なっています。「なのにテレビ
局のスタッフは、政治問題に
踏み込んでいくことへの萎縮
が進んだ結果、以前ほど現場
に出なくなっています。カメ
ラを持つて現場に行って現実
を記録し、それをもとに伝え
ていく。こうした報道の原点
に立ち返ることが求められて
います。」（聞き手・池田伸壹）